

和解について（港湾局関係）

建物収去土地明渡等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大 阪 市 被告 なみはや企業 団地協同組合 ほか3名 2 大阪地方裁判所 平成21年（ワ）第 4427号建物収去 土地明渡等請求事件	本市は、平成15年9月16日に被告株式会社コートクラを構成員とする被告なみはや企業団地協同組合（以下「被告組合」という。）との間で、大正区鶴町4丁目12番の市有地（以下「本件土地」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結したところ、被告組合は、本件契約の条項に違反し、被告組合の構成員以外の者に対し、本件土地の一部を本市に無断で転貸したため、本市は、平成19年12月15日に本件契約を解除した。被告らは、本件契約解除後も本件土地上に建物を所有して本件土地を不法に占有しているため、本市は、被告らに対し、建物収去土地明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて、被告らと和解するもの

第2 和解の要旨

- 1 本市は、被告株式会社コートクに対し、本件土地のうち3,952.70平方メートルを金294,476,150円で売却し、被告らは、本市に対し、各々連帯して平成20年4月1日から同土地に係る売買契約の締結日まで1か月につき金990,658円の割合による金員を支払う。
- 2 本市は、被告株式会社八光及び被告株式会社千石に対し、本件土地のうち11,575.22平方メートルを1か月につき金2,662,300円で事業用定期借地として30年間賃貸し、被告らは、本市に対し、各々連帯して平成20年4月1日から同土地に係る賃貸借契約の締結日まで1か月につき金4,061,445円の割合による金員を支払う。

- 3 被告株式会社八光及び被告株式会社千石は、別訴判決に基づき被告組合が本市に対して負っている損害金70,780,420円の支払債務について、各々連帯して保証する。

平成26年 2 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建物取去土地明渡等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。